

自動車リサイクル法がスタート

平成17年1月から自動車リサイクル法がスタートし、自動車所有者のみならずには、①リサイクル料金の支払いと、②廃車する際には県に登録された引取業者に引き渡すことが義務づけられました。

リサイクル料金は、新車の場合には購入する時に、現在お持ちの車は最初の車検時まで、車検を受ける前に廃車する場合は廃車時にお支払いいただく必要があります。

リサイクル料金は、廃車を破砕した後に残るゴミ(シュレッダーダスト)、エアバッグ類、フロン類のリサイクル・適正処理のほか、リサイクル料金の管理や廃車処理の情報管理に使用されます。

地球環境を守るため、みなさんのご理解をお願いいたします。

【問い合わせ先】

- ・県庁環境整備課
TEL 099-286-2594
- ・自動車リサイクルシステム
コンタクトセンター
TEL 03-5673-7396

17年産さつまいもの需要が一段と高まっています

全国的な焼酎ブームで、鹿児島県産のいも焼酎に対する消費者の要望が高まっています。

●でん粉用さつまいもについても昨年、集荷量低下が生じています。

●計画操業や、国から割り当てられる、でん粉原料用いもの生産確保も合わせて必要です。

●防災宮農に、また、輪作体系としてバレイショや野菜の後作等栽培拡大を図りましょう。

●相互経営安定のために契約栽培を進めています。

契約先への全量出荷を確実に守りましょう。

【問い合わせ先】

- 大崎町役場農政課特産係
TEL 76-1111 (内線165)

所得税の確定申告は自分で書いてお早めに

平成16年分の所得税の確定申告は、平成17年2月16日(水)から始まります。

申告期限は、3月15日(火)ですが、期限間近になりますと税務署の窓口は大変混雑し、長時間お待ちいただくことにもなりかねません。

確定申告は『所得税の確定申告書の手引き』を参考に、昨年1年間の所得と税額を正しく計算して記載し、お早めに申告と納税を行ってください。確定申告書の提出は、郵送等でも結構です。

なお、事業所得、不動産所得ま

たは山林所得のある白色申告者の方は、確定申告書に『収支内訳書』を添付することが義務付けられています。

詳しいことは、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽におたずねください。

■個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告と納付の期限は、3月31日(木)です。

【問い合わせ先】

- 大隅税務署
TEL 0994-82-0007
- 鹿児島税務相談室
TEL 099-255-8118

消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早めに

消費税の課税事業者に該当する個人事業者の方の平成16年分の消費税および地方消費税の確定申告は、平成17年3月31日(木)が申告・納付の期限となっています。

■『消費税の課税事業者』とは、次の方々をいいます(平成16年分)。

- 平成14年分の課税売上高が3千万円を超える事業者
- 平成14年分の課税売上高が3千万円以下の事業者で、平成15年中までに『消費税課税事業者選択届出書』を提出している事業者

申告書はできるだけ自分で書いてお早めに提出してください。また、できあがった申告書は郵送等でも提出できます。

なお、『消費税および地方消費税の確定申告書』には、簡易課税用と一般用の2種類があります。

①簡易課税用

平成14年中の課税売上高が、2億円以下の課税事業者で『消費税簡易課税制度選択届出書』を提出している方が使用します。

②一般用

平成14年中の課税売上高が、2億円を超える課税事業者または簡易課税制度を選択しない事業者の方が使用します。

消費税および地方消費税についてお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署(個人課税担当)や、税務相談室にお気軽におたずねください。

【問い合わせ先】

- 大隅税務署
TEL 0994-82-0007
- 鹿児島税務相談室
TEL 099-255-8118

労働保険年度更新手続きのお知らせ

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続きの期間は、4月1日から5月20日までとなっています。

ます。

この期間中に、平成16年度の確定保険料と平成17年度の概算保険料の申告・納付を行ってください。

なお、申告手続きは、申告書に同封の『受付日程表』をご覧いただき、最寄りの会場へお越しいただくか、郵送してください。

また、平成17年度より雇用保険料率が改定されます。

(2/1000引き上げられます。)

【問い合わせ・郵送先】

- 〒892-0816 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎
- 鹿児島労働局 労働保険徴収室
TEL 099-223-8276

住宅金融公庫ローン返済でお困りの方へ

住宅金融公庫ローン返済でお困りの方(倒産など勤務先の事情により収入が減少した方、家業の不振により収入が減少した方、病气やけがなどにより支出が増加した方など)については、返済月額を軽減できる場合があります。

ご返済中の金融機関または住宅金融公庫に遠慮なくご相談ください。

【問い合わせ先】

- 住宅金融公庫南九州支店
TEL 096-387-2000